

会 議 録

会議の名称		第1回小金井市公立保育園運営協議会
事務局		子ども家庭部保育課
開催日時		平成25年11月13日(木) 午後7時54分～9時08分
開催場所		小金井市役所第二庁舎8階 801会議室
出席者	五園連	東海林一基 委員 (くりのみ保育園) 本多由美子 委員 (くりのみ保育園) 岩下佳美 委員 (けやき保育園) 宮田優子 委員 (けやき保育園) 寺地理奈 委員 (小金井保育園) 八下田友恵 委員 (小金井保育園) 市川朋子 委員 (さくら保育園) 小泉未紀 委員 (さくら保育園) 片桐由輝 委員 (わかたけ保育園) 三橋誠 委員 (わかたけ保育園)
	市	川村久恵 委員 (子ども家庭部長) 鈴木遵矢 委員 (保育課長) 古賀誠 委員 (保育係長) 渡部和代 委員 (くりのみ保育園園長) 海野仁子 委員 (けやき保育園園長) 福澤永子 委員 (小金井保育園園長) 福野敬子 委員 (さくら保育園園長) 杉山久子 委員 (わかたけ保育園園長)
傍聴の可否		(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数		5人
会議次第		1 開会 2 挨拶 3 委嘱状交付 4 自己紹介 5 議事 (1) 副委員長の選任 (2) 保育業務の総合的な見直しについて (3) 次回日程の確認 (4) その他
発言内容・ 発言者名(主な発言要旨)		別紙のとおり
会議結果		1 開会 2 挨拶 3 委嘱状交付 4 自己紹介

	<p>5 議事</p> <p>(1) 副委員長の選任 五園連より委員長については、市と五園連それぞれ1名ずつ出す共同委員長方式の提案があった。次回までに市側で検討する。五園連側の代表については三橋委員となった。</p> <p>(2) 保育業務の総合的な見直しについて 市より、資料の内容について、説明をおこなった。五園連側からは資料の位置づけや協議会における議事の進め方等に関する質疑があり、資料の内容に関する質疑については、次回以降に持ち越した。</p> <p>(3) 次回日程の確認 1月18日(水) 19:30より</p> <p>(4) その他 特になし。</p>
提出資料	<p>資料1 保育業務の総合的な見直しについて</p> <p>資料2 小金井市公立保育園運営協議会の設置に当たって</p> <p>資料3 小金井市公立保育園運営協議会設置要綱</p> <p>資料4 小金井市公立保育園運営協議会委員名簿</p>
その他	<p>開会前に議事録は全文記録(語句の整備等はある)、傍聴可を確認した。</p>

第1回小金井市公立保育園運営協議会 会議録

平成25年11月13日

開 会

○川村委員長 ただいまから平成25年度第1回小金井市公立保育園運営協議会を開会いたします。

皆様こんばんは。子ども家庭部長の川村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

保護者の皆様には日頃より市の保育行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。今日はお忙しい中、またお疲れのところ、この遅い時間の会議の開催にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。これまで公立保育園の保護者の皆様と市がこのようなテーブルで協議をする場面というのがありませんでした。市として唯一公立保育園父母の会である五園連の会議に参加させていただいて情報の共有はさせていただいていたところでございますけれども、今回この協議会の設置に当たりまして五園連の方にご相談をさせていただき、趣旨をご理解いただき、設置をすることができましたことを改めて御礼申し上げます。

この運営協議会の設置につきましては、お手元の資料3にもございますとおり小金井市公立保育園運営協議会設置要綱で定めておりますので、ご参照いただきたいと思います。市では限られた財源の中でより市民の皆様の多様なニーズにお応えできるように現在保育業務の総合的な見直しを行っているところです。後ほど資料につきましてはご説明申し上げますが、3月に保育業務の総合的な見直しについて職員団体に提案をしまして課題について共通認識のもと、その課題を解決するために7月から保育士を交えた協議を行っているところでございます。このような中で本運営協議会が設置されたわけでございますが、ここでは課題についてのご理解をいただき、また公立保育所として保育の質を維持・向上させながら役割の検証を行い、保育サービスの要望にお応えしていくために運営形態の見直しが可能であるかどうか、こういったこともご議論いただきたいと思いますと考えてございます。私の方からは以上でございます。

それでは会議の進行につきましては、小金井市公立保育園運営協議会設置要綱第5条の規定によりまして、委員長である私、子ども家庭部長が行いますので、ご協力をお願いいたします。それでは、既に机の上に配付しております次第にしたがって進行いたし

ます。

議事に入ります前に委嘱状の交付を行いたいと思います。

○三橋委員　　ちょっとあれなんですけれども、この要綱とか基本的には市の方で作られて、今日初めて見るわけで、委員長を市で務められるのは一定意味は分かるんですけど、要は運営協議会ということで運営しているのは市だから市が責任をとりますというのも、それはそれでわかるんですけど、一方でそういう委員会があるのに対して、今回の委員会というのは総合的な見直しということでかなり重みがあるというか、父母側としてもかなり責任が重いと思ったりもしています。それを行うに当たって簡単に言ってしまうと、この委員会がガス抜きじゃないかという意見もけっこう聞いていて、要は市の方で主催して市の方で運営してという話になると、形だけ父母の意見を聞いて最終的な決定権は市が持っているというところで、例えば期間をどうするか何をどうするか、一応副委員長とは協議をするとなっているんですけど、まあ協議をするといっても実態的にはメール一本送っただけで終わりとかいくらでも過去の経験からそういうことはあるので、そういうことを考えると運営の仕方とかを考えた方がいいのではないかなと思ったりはするんですけど、具体的に言うと委員長を共同にするとか、やり方はいくつかあると思うんですけど、あるいは要綱の中で違った書き方をするとかがいかかと思うんですけど、

○川村委員長　　要綱は市の方で制定させていただいたところでありますけれども、後ほどこの要綱の5条のところに委員長及び副委員長という規定がございます。この中で副委員長はこの代表の皆様の中からお願いしたいと考えてございますので、その辺につきましての進め方としましては委員長及び副委員長が共同で行うということもあるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○三橋委員　　例えば父母のニーズが取りまとめられましたといった場合に、基本的にこれを委員長の責任で出すじゃないですか。その場合に市の名前で出すのとちきんと父母が連名で出すのでは意味が違うと思いますし、とりまとめるとか運営に関しても、それこそスケジュールとか何とかいろいろとまだ議論しなくてはいけないことが多いのではないかなと思うんですが、そういった時の最後の取りまとめですよ、先ほど会議が始まる前に例えば鈴木課長がこれでいかがですかと問いかけで言った一言で結構大きいんですよ。その一言を言う言わないというのを誰がどういうふうにするというのも非常に大きな話だと思いますので、そういった点を含めて委員長というのは場合によっては第三者が行ってもいいくらいだと思いますが、この場には第三者がいないので、そういったところ

も含めて配慮していただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○川村委員長　この協議会はそもそも保護者の皆様と行政という形で学識経験者であるとか市民の他の皆様は構成員として入っていない形で設置しております。と言いますのは、ユーザーであります保護者の皆様と行政がこういう会議を今まで持っていなかったということもありまして、学童保育所の運営協議会にならしましてこういった会議を設置をしたという経過がございます。ですので、委員長につきましては、行政の方でということで決めさせていただいたわけですが、当然この運営協議会としてのとりまとめであるとか、そういうことになると保護者の皆様のご意見も当然一体となった形での成果的なものもいただくというのはあるかなと思いますけど、いわゆる審議会のように市長が諮問をして答申をいただくという会議ではないんですね。これは、あくまでも協議をしてここにも所掌の事項にも書いております内容等についてご協議をいただいて、今回市が提案させていただいている運営形態の見直しについても可能であるかどうかの議論をしていただければというふうに思っております。

○三橋委員　協議会にしろ審議会にしろ市がやるケースはありますけれども、むしろ市民がやったり第三者がやったりといったケースが多いと思うんですね。市がやらないといけないことではないと思うんですよ。あえてここで市にこだわられるというところ自体が逆にどうかなと僕は思ったりしますけれども。

○川村委員長　通常市が設置している要綱上は、ここでは当然この運営協議会のメンバーが決まっていないう中で委員長が部長、副委員長については互選ということで規定しています。

○三橋委員　通常であれば、委員長が決まるまでは代理でやって、委員長を互選で決めるなり何なりしてやるというのが一般的だと僕は思います。

○川村委員長　審議会等はそうですね。その辺につきましても要綱そのものが改正ということになりますので。

○三橋委員　それはすぐできますよね。

○川村委員長　その辺につきましては、こちらの意向としましては、委員長は子ども家庭部長ということでご提案を申し上げているので、それをお願いしたいと思います。

○三橋委員　あくまで提案であって、それに対していかがですかといった提案があってもいいんじゃないですか。

○宮田委員　それに対して意見が出るわけだから、協議しなきゃ駄目じゃないですか。

○川村委員長　いかがでしょうか。

- 宮田委員 共同委員長形式ですか、その方がユーザーですよ、私たちの代表がきちんと出て話し合っているんだというふうに議事録を公開した時にそのように見ていただけると逆に思いますけど。
- 川村委員長 共同でということですか。
- 宮田委員 そうですね。
- 川村委員長 要綱の第5条で共同でということは特にうたっていないんですけど、この協議会の中で共同で通知をといますか、そういう形での対応はいかがでしょうか。
- 三橋委員 要綱でうたっていた方がいいと思いますけど。
- 川村委員長 そうですか。まあ委員長が協議会を主宰するというふうに書いてありますけれども。
- 三橋委員 主宰というのは結構重たくて、要は会議を総務するとか主宰するとかそういったものが普通入ってまして、それがある以上、最終的な判断なり何か招集したり何なりというのが最終的には全部委員長名になりますから、それは結構重みが違うと思いますが。
- 川村委員長 その辺につきましては、こちらの方でも想定していなかった質問でして、今即答ができないところで申し訳ないんですが、皆様のご意向としては委員長・副委員長共同でということが進めた方がよろしいということですか。
- 三橋委員 父母側も共同でした方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 川村委員長 後ほど副委員長の互選をお願いしたいという中で、これについては保留という形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。委嘱状の交付ということで今日は考えておりますので。
- 三橋委員 自己紹介までは問題ないと思っております、議事に入るところにつきましては、ちょっとどうかと思っております。
- 川村委員長 第1回につきましては私の方でという形で整理をさせていただいていいですか。
- 三橋委員 第1回というのは中身についてということですか。
- 片桐委員 議事には入らないということですね。
- 川村委員長 議事には入れませんね。
- 鈴木委員 共同委員長というのは、イメージとして例えばこことここに双方2人座り、会議の司会進行についてはどちらか、例えば交代交代というイメージですか。（「そうですね。」と言う者あり。）例えば偶数回については保護者の方の方が司会進行をしていただく。それで招集については、通常今の要綱の作りだと会議を主宰するのは委員長という形になっていますので、共同委員長という形になると連名で招集（「連名だと思

ます。」と言う者あり。）、その後成果物を作る時も連名というイメージですか（「そうですね。」と言う者あり。）。

○三橋委員 本来であれば武蔵野市とかですと、そうした上で我々には事務局もないんでね、本来であれば手足である事務局にいろいろ資料を作ってもらったりとかあるんで、そういったことも含めてコンサルの費用とかも市が負担しているんですよ。ただ、今回市の予算がない中でそこまでのことを言うのはいかかだと思いますので、せめて会議の進行なり運営なりに当たって、実際どこまでできるかは別にしてそういった形もあるんじゃないかと思いますけど。

○片桐委員 コンサルを要求するのは駄目ですかね。とっても大事な会議だと思うので、そう言うことと言うと、これ専門的には私たちはやれないですよ。やっぱり資料を作ってもらったりだとか、きちんと対等な関係でいろいろやろうと思うと出された資料に一定分析をして、それにどういう回答をするかということも、こちら準備しなければいけないという瞬間が必ず何度もあると思うんですよ。そういう時に徹夜してやらなきゃいけないのかという、いや、やってくださいと言われてやらざるを得ないのかもしれないですけど、でも私が実際のびゆくこどもプランの委員で出ている時には何度か徹夜したんですよ。朝の5時とかまでやって明るくなってもう寝なきゃとなって、で翌日仕事でぼーっとなるわけですよ。でもやらなきゃいけないと思うからこそやるわけで、そこまで父母が労力かけないと自分たちもきちんとした状況を伝えられないとなること自体があまり対等な関係で議論が進んでいくとは思えないので、予算云々という話はあるかもしれないですけど、大事な会議だからこそ予算を割いてもらうということも実は必要なんじゃないかなと思います。

○三橋委員 希望的にはそうですね。小金井市の中ではそういったことをやったことはないですし、この会議だけやれるかというと実際は難しいのかもしれないですけど、気持ち的にはそういう気持ちがありますね。

○片桐委員 基本的には会議をやる時にはそういう予算組みをしなければいけないというふうになれば、どこの審議会だってみんなのそんなにすべての生活の中から削らなくてもこういうのに参加していけるというふうになれば、よりいろんな人の意見が聞けるようなきっかけにもなると思うので、第1回目は別にこの会議でいいんじゃないかという気がしますけど。やっぱりそれくらい大事な会議だと思って出てきているので。月に1回この日程を取るだけでもやっぱり結構大変な中で皆さん出てくると思うんです。

- 川村委員長　ご意見は承りたいと思いますけれども、現状そういうコンサルに委託してという会議は想定していないので、今回につきましては申し訳ないですけどコンサルなしということをお願いしたいと思います。
- 片桐委員　だとすると、そういう意見を私が出しました。それで年度をまたぐわけですから、予算立てしていただくということではできないんですかね。年度が替わったところから付けていただくので僕は十分だと思うんですけど。第1回目からなくてもきちんとした議論を進めるためには来年度予算にちゃんと組んでいただくという手だてをとってもらってもいいんじゃないかと思います。第2回目から付けてくれというのは大変かもしれないと思うので。ただ年度をまたぐ運営協議会なので、予算立てをちゃんとしていただければと思います。何百万という金額になるわけではないですよ。（「コンサルだとそれくらいになる。」と言う者あり。）でもしてもらっていいですか。
- 川村委員長　恐縮ですが、議事の中には入っていない中で話をされていますけれども、もうちょっと進んだ段階で成果品が必要とかそういったことになるかとまた調査が必要であるとかになると一定考えもいるかなと思いますけど。まだちょっとその辺につきましては議事の内容にも入っていない中で即答はできないところであります。
- 三橋委員　その点についてはやっけていく中でまたおおいという形で（「はい。そうですね。」と言う者あり。）、先ほどの件は別にお金がかかる話ではなくて、川村部長が決断すればできる話であると思いますので。
- 川村委員長　共同委員長ということですよ。要綱のつくりがこの共同委員長という前例があまり記憶にないので、言ってるご趣旨は分かるんですけど、進める中でそれは可能だと思いますけど、要綱にどういふふうに作り込んだらといったところがありますので（「単純に共同委員長とするだけでいい。」と言う者あり。）。
- 宮田委員　この要綱を変えるのにそんなに時間がかかるとは思えないんですけど。
- 鈴木委員　今、三橋委員から共同の委員長ですか、武蔵野市の例を挙げられそういう対応をしていると、ちょっと不勉強でそういう事例について調査をしてないし、市の内部の会議では共同の委員長を出したというのは私の知る範囲ではないんですね。ちょっと調べさせていただきまして、この場で「じゃあ、やりましょう。」と我々の方でもなかなかお答えしにくい部分もございますので、きちんと意見としては受け止めさせていただいて、確かに皆さんがおっしゃるとおり大事な会議ですので、それぞれ双方責任を持って議論を進めていくのに共同で責任を持った体制でやっていった方がいいんじゃないかといっ

ご意見は一定理解できる部分もございますので、受け止めさせていただいて、調査をして、次回の会議で我々の考え方を整理して進めさせていただきたいというふうに思うんですが。

○三橋委員 審議会だけでなく、共同で議長をやられているケースはいくらでもあると思いますし、そういった要綱もあると思いますので、市の方で調査していただければと思います。こちらで調査する手間が省けると思います。

○鈴木委員 そこは宿題というか我々の方で受け止めさせていただいて、対応を考えさせていただきます。

○本多委員 設置要綱のところで1点質問がありまして、第9条のところに「この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。」とあるんですが、具体的にどういうことでしょうか。

○鈴木委員 会議の要綱はいろいろあるんですが、あらゆることについて規定をしているわけではなくて、こまごましたのが議論の途中で、まあ今出てきたような話であったりだとか、ちょっと小さな話であったりだといろいろ出てきた時にそういう部分について別に定めると、運営に当たってこういうことを別に決めましょうとかいうことが出てきた時に定めるといことで第9条に規定しています。通常、こういう協議会の設置要綱には最後のところに委任条項として入っていますので、特段何か意図をもってこれを載っているわけではありません。

○三橋委員 別に定めたケースはないですね。

○鈴木委員 そうですね。結局会議の中でお話をしてこうしましょうという整理で進むので、別に市長まで回議して、決裁をもらって、個々の会議のこの部分についてはこうすると市長が決めるというのは私は見たことがありません。

○東海林委員 先ほどの委員長とかの話を考えるに当たって知っておきたいんですが、先ほど成果物といった話があったんですが、市の方で議事録以外に何かまとめるということになっているのでしょうか。

○川村委員長 特段そういったことは現時点では決まっておられません。

○東海林委員 先ほど成果物とおっしゃっていたのは議事録というイメージですか。

○川村委員長 そうではなくて、今後皆さんの協議の中で調査をして報告をするとかいうことになると調査結果とかいった形の成果物になるのかなという仮の話です。

○東海林委員 決まっていないけれども、やる時にはという話ですか。

○川村委員長　　そうですね。

それでは、申し訳ございませんが、先ほどの部分につきましては保留という形で整理します。

○鈴木委員　　1点ちょっと整理といえますか、この後次第では副委員長の選任というのが(1)でございます。これにつきましては、当初我々の想定としましては、子ども家庭部長が委員長、副委員長が保護者の皆様の中からということ、もしもまとまってぼんと副委員長の方を推薦していただけるのであれば、それをそのままお受けして進めたところなんです、今回そういったお話があったので、副委員長についてはとりあえず選任をしないでいいのかというのをご議論いただいた方がいいのではないかなという気がするんですが、この副委員長については次第に載っていますが、いったん議事に入った後に保留という扱いでいいですか。

○三橋委員　　次回までの間に運営の協議なり、何をどうするというのが若干あると思いますので。

○川村委員長　　それでは委嘱状の交付のところからさせていただいてよろしいでしょうか。皆様の机の上に配付しております次第にしたがってということになりますが、議事の内容に入ります前に委嘱状の交付を行います。皆様のお手元の封筒の中に委嘱状を入れさせていただいておりますので、ご確認をお願いします。

それでは、本日は第1回目の協議会ということですので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。また、名簿等も作成して机の上に配付させていただいておりますので、氏名等に誤りがないか確認をお願いします。

それでは、初めに保育課長からお願いします。

○鈴木委員　　改めまして保育課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○古賀委員　　保育係長の古賀と申します。よろしくお願いいたします。

○渡部委員　　くりのみ保育園園長の渡部です。よろしくお願いいたします。

○杉山委員　　わかたけ保育園の杉山です。よろしくお願いいたします。

○福澤委員　　小金井保育園の福澤と申します。よろしくお願いいたします。

○福野委員　　さくら保育園で園長をしております福野と申します。よろしくお願いいたします。

○海野委員　　けやき保育園の海野です。よろしくお願いいたします。

○岩下委員　　けやき保育園保護者の岩下です。よろしくお願いいたします。

○宮田委員　　けやき保育園保護者の宮田です。よろしくお願いいたします。

○小泉委員　　さくら保育園保護者の小泉です。よろしくお願いいたします。

- 市川委員 さくら保育園保護者の市川朋子です。よろしくお願いします。
- 八下田委員 小金井保育園保護者の八下田と申します。よろしくお願いします。
- 寺地委員 小金井保育園保護者の寺地です。よろしくお願いします。
- 片桐委員 わかたけ保育園保護者の片桐です。よろしくお願いします。
- 三橋委員 わかたけ保育園保護者の三橋と申します。よろしくお願いします。
- 本多委員 くりのみ保育園保護者の本多です。よろしくお願いします。
- 東海林委員 くりのみ保育園の東海林と申します。よろしくお願いします。
- 川村委員長 ありがとうございます。それでは、副委員長の選任につきましては、保留ということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 川村委員長 そうしましたら、議事の(2)になりますが、保育業務の総合的な見直しについて議題とさせていただきます。お手元に資料として配付させていただいておりますが、保育課長の方から説明させていただきます。

- 鈴木委員 それでは、私の方から説明させていただきます。開催の通知に合わせまして、資料の1と2を事前にご送付させていただいておりますが、今回お配りしたのと違っております。違っている内容が、資料の1ページ目の1番上の肩書の部分ですね、そちらにつきまして、今日の日付けと例えば資料の1につきましては職員団体協議資料25年7月8日に協議を行った資料ということで、そういう形で作り変えさせていただきました。それ以下の内容につきましては、まったく同じということでございます。

それから資料の2につきましても、25年の9月4日に五園連対市の懇談会で配付した資料ということで、カッコ書きで加えさせていただきました。中身は一緒でございます。

それでは資料1から進めさせていただきます。まず資料1の1ページ目をご覧ください。1番、現状としましては、これまで保育サービスの拡充や待機児童の解消のため多くの財源を投入し、保育行政の維持向上に努めてきたこと。保護者が求める保育サービスの多様化の傾向にあり、子どもや家庭への支援施策の充実が求められていること。しかし、市の財政は危機的状況にあり、限られた財源の中で待機児童の解消を始めとした保育サービスの充実を図るためには、保育施策の総合的な見直しは急務となっていることを記載しています。

2番目、課題として4つの課題を記載しています。(1)待機児童の解消に向けた取組と

して、待機児童の解消を図る施策として既存の認可保育所の定員拡充、年齢別定員の見直し、定員の弾力的運用、民間認可保育所の新設、認証保育所の新設などに多額の経費を投入してきたことを記載し、しかし平成25年4月1日現在の待機児童数は188人となり、待機児童の解消は早急に対策を講じなければならない喫緊の課題であるとしています。平成26年4月1日を目途にJR中央線高架下の保育施設の新設を予定しているところですが、さらに待機児童解消施策を展開する必要があることから、今後恒常的な財政負担が生じてくることは明らかであり、さらに市民ニーズの高い延長保育のさらなる延長や休日保育などに対応するには正規職員の対応では限界があるとしています。2ページをご覧ください。(2)として子育てに係る多様な市民ニーズの充足に向けた取組として、すべての子育て家庭への支援施策、また心身の発達において特別な配慮が必要な子どもや要保護児童・要支援家庭への支援などは予算上の問題や体制上の問題から十分に対応できているとは言い難い現状があるとしています。(3)として老朽化する保育施設の維持管理に係わる取組として、小金井市施設白書によると、公立保育所においては1施設が老朽化、3施設がバリアフリー・環境対応について指摘を受けており、今後計画的な大規模改修等の対策を実施する必要性があり、多額の経費が必要となることが予想されるとしています。(4)保育制度の変更に向けた新たな取組として、子ども子育て関連法が平成27年度から本格施行されることが想定される中、平成25年度予算においてはニーズ調査を実施し、事業計画の策定に向けた準備を進め、今後引き続き情報収集に努め施策の展開を図っていく必要があるとしています。

3ページから5ページを見ていただきたいと思います。3番、課題解決に向けた対応として、課題を解決するための具体的に推進する事業として「のびゆくこどもプラン 小金井」からの抜粋ですが、事業の一覧を掲載しております。市の財政状況は厳しさを増しており、このままでは新たな行政需要に 대응していくことが困難になるばかりか現在の市民サービスの縮小、低下を招く事態も予想されるとしています。

4番目として、公立保育所の果たしていくべき役割として、公民の役割分担を見直していくことが必要であるし、大きく2つの課題を記載しています。(1)として、特別に配慮が必要な児童等への積極的な対応、特別な配慮が必要な子どもや要保護児童・要支援家庭の支援、また、アレルギーをもつ子どもたちの保育について庁内の関係機関や庁外の行政機関、地域等との連携が比較的容易であるという公立保育所の特性を活用し、公立保育所が積極的な役割を果たしていくとしています。(2)地域との連携です。公立の保

育所であるという特長を活かし、民間保育所との連携を深め、地域における子育て支援の拠点としての役割を担う位置づけとしていくこととします。

5番目、運営方式の見直しとしては、課題を解決し、公立保育所として果たしていくべき役割を担っていくためには、民間・公立の役割を分担し、効率よく保育施策を推進していく必要があります。今後、保護者、職員等を構成員とした運営協議会を設置し、検証を行い、運営形態の見直しを行うこととしています。また、公立保育所の運営形態の見直しを一定期間を経過した時点で当該運営協議会による検証を行い、その運営が所期の目的を達成していると確認できた際には、当該保育所民設民営に移行することとし、その後の民設民営化によって生ずる財政効果については子育て施策の充実に充てるものとします。

6ページをご覧ください。6番、財政効果として認可保育園における児童一人当たりの公民比較、建設費、負担割合の資料を掲載しています。

認可保育園における児童一人当たりの公民比較については7ページをご覧ください。公立・民間の認可保育園における一人当たりにかかる年額を記載したものです。

6ページの建設費負担割合につきましては、仮に建設費3億円と想定し公設公営・公設民営と民設民営の場合を比較したものです。国の三位一体の改革により平成18年度以降、公立保育所の運営費のすべて、まあ施設整備費を含みますが、公立保育所の運営費のすべては交付税による一般財源化されたこともあり、このような状況となっております。

最後の8ページにスケジュール案を記載しております。運営協議会の設置はスケジュール案では9月となっておりますが、本日第1回目を開催しております。詳細については、スケジュール案をご覧いただきたいと思います。資料1につきましては以上です。

続きまして、資料の2をご覧いただきたいと思います。この資料は、9月4日の五園連対市懇談会で五園連の皆さんに運営協議会の設置に当たってご説明の際に配付した資料です。内容につきましては、先ほどご説明した保育業務の総合的な見直しについて前段で簡単にご説明し、運営協議会の概要と運営協議会で協議・検討していく事項について記載したものです。

資料3の設置要綱も併せてご覧いただければと思います。(1)運営協議会の概要等として、運営協議会は公立保育園における保育サービスの現状確認及び評価、また保護者の

皆さんが求める保育事業（保育ニーズ）などについて、今後の行政運営の参考とするためのご意見を伺うための会議です。(2)委員の構成は、小金井市公立保育園父母の会・五園連から推薦いただいた保護者の方、各園ごとに2人、10人以内と市の職員、子ども家庭部長、保育課長、保育係長、各公立保育園園長としています。(3)委員の任期につきましては、4月から翌々年の3月までの2年とし、再任を妨げません。ただし、年度途中で協議会が設立された場合は、今回の任期がこれに当たるところですが、翌々年度末までとします。また、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。欠けた場合というのは、お辞めになられたりだとかした場合ですので、ご理解いただきたいと思います。それから(4)開催期日等としまして、本日が第1回の会議となりますが、運営協議会の開催日、開催時間帯については、最初の委員会で協議し、参加しやすい開催日を決定したいと思います。なお、おおむね月に1回程度の会議の開催を予定しております。運営協議会で協議する事項は、先ほども資料1でご説明したところですが、現在市では職員団体と保育業務の総合的な見直しについて協議を行っております。運営協議会では、それと並行して要綱の所掌に従い、子ども家庭部長からのご挨拶にもありましたとおり検討・協議をお願いするものです。

資料3につきましては設置要綱、資料4につきましては委員の名簿を今回配付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

○川村委員 資料の説明が終了いたしました。ここで質疑を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほどの続きになってしまいますが、委員長が決定しない中で協議を進めていくというのはどうなのかなと思いますが、今後の進め方等ということになろうかと思いますが、今日に限りましては、市が職員団体に提案しましたこの保育業務の総合的な見直しについて皆様に事前にお渡ししてあると思いますので、もしそれをお読みいただいて何かご質問があれば、時間も限られておりますけれども、若干のご質問を受けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○三橋委員 資料の質疑ということですね。

○川村委員長 そうですね。本日はこの協議会の進め方というよりもこの資料に対する質疑を受けて、今日はそこにとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。それで次回の日程等を定める時間もございますので、会議の終了を21時30分厳守をしたいと、小さなお子さんもいらっしやいますので、おおむね30分程度の質疑を受けたいと思います。

- 東海林委員 事前に読んでいてわからないところがあったので質問したいのですが、資料1の5ページの5番、運営方法の見直しの第3段落目のところで、「また、公立保育所の運営形態の見直し後、一定期間を経過した時点で当該運営協議会による保育内容等の検証を行うこととし、」というのは、この協議会のその後というイメージでしょうか。
- 川村委員長 そうですね。この協議会の委員の皆さんの任期は2年でございますが、この協議会は存続していくわけですので、新しい運営形態になった場合の後の検証という意味で、ここは書かせていただいているんですけど、この検証期間をこの協議会で行うというようなことを想定してここは書かせていただいています。
- 東海林委員 「その運営が所期の目的を達成している」というのは、今のこの集まっているメンバーでいろいろ協議すると思うんですけど、それを経過して何か運営形態の実際の見直しがあって、その後にもまた次のメンバーなりその次の次のメンバーが検証をやってというイメージですか。今のこの会をイメージしていらっしゃるんですか。未来の話なのでよく分からないんですが。
- 川村委員長 当然、未来の話になります。この協議会は設置をしているので、この協議会がそういうこともしていく場でもあるという位置づけで想定をしている状況です。
- 片桐委員 そもそもこの運営協議会で何を議論し、何を決め、何の判断をするのかということが相変わらず具体的にないと思うんですけど、何について議論をし、何について決めようとしているのかをはっきりさせていただきたいなあと。そうでないと、ここに書かれている非常に抽象的な表現自体はイメージが沸かない。
- 川村委員長 結論をいただくところではないと、諮問をしているわけではないので。
- 三橋委員 何の結論ですかね。
- 川村委員長 運営の見直しの是非ということで、その結論についていただくものではないということとは認識として持っております。ただ運営形態の見直しについての可能性についてはご議論いただけるのかなと思います。ですので、是非を問うものではないんですが、是非を議論してはいけないというふうには言いきれものではないというふうな考えでおります。
- 片桐委員 ということは、資料2にある運営協議会とはというところで書かれているようにご意見を伺いましたということで終わるということですか。
- 川村委員長 そうではなくて、冒頭で申し上げたように運営形態の可能性の見直しについて可能かどうかという、これは・・・。

- 片桐委員 結論は出さないけれども、これは可能かどうかを議論をするんですか。
- 川村委員長 結論になるかもしれませんが。ただ結論になるかもしれませんが、それを市が求めるものではないんですね。可か非かということにはならないので、一定この運営協議会で結論をお出しいただくことは否めないことだというふうに思っています。ですが、そこに対するご議論をしていただいて、可能かどうかという・・・。
- 片桐委員 ということであれば、結論は出るかもしれない。でもそれは市に添う結論が出れば市は従うし、市にそぐわない結論であれば従わないということによろしいですか。ここに既にスケジュールが出ているので、市としては結論はあるんだと思うんですよ。27年4月から新しい運営方式と書かれているので結論ありきというところから議論が始まっていて、この中で父母の皆さんも賛同いただいて市の意向に沿うような結論が出ればそれに従うし、そうでなければご意見をお伺いしたという結論になるというふうに考えるのが普通かなという、今のここに出されている状況からすると、私たちに与えられたこの資料と条件から考えるとそうかなというふうに普通の人は考えると思うんですけど。そういう意味で一定のガス抜きの場合なのかなという意見も出ているということだと思うんですよ。
- 川村委員長 そうではなくて、ここにいらっしゃる方々のお考えはわかりませんが、ここに書かれていますように公立保育所の質でありますとか評価、保護者の保育ニーズの確認等、これらについてご協議をいただいて、その結果が出なければわからないですよ。今、片桐委員がおっしゃったのは結果ありきでこの協議会の総意の結果が出てるんだみたいなことではなくて、今後協議をしていく中で、市は一定スケジュールは提案していますけれども、これは市が考えているスケジュールの案でございますので、これに沿った結論を出してくださいとは申し上げていないんですね。ですので、市が提案しているこの見直しについての可能性としてこのいろいろなご協議をいただいた上で可能かどうかということの結論が出れば、それは一定市はその結論を尊重することにもなるかというふうに考えておりますけれども、この運営形態の決定の是非はこの協議会では市は問うものではないということです。
- 片桐委員 そうすると、27年の4月から新しい運営方式の開始というふうに書かれているこの新しい運営方式の開始というのは何を指しているんですか。何か想定しているものがあるからこそここに出てるんだと思うんですけど。どういうものを想定してるんですか。
- 川村委員長 それはこちらの提案の中にも記載している内容かと思いますが。5ページの運営方式

の見直しというところにあります。

- 片桐委員 3段落目の公立保育所の運営形態の見直し後に民設民営があるというふうに書かれているけれども、その前の段階の運営形態の見直しというのはどういうものを想定してこの27年4月を記載しているのかなど。
- 川村委員長 これは業務の見直しですから、業務の形態を変えるということです。
- 片桐委員 業務の形態を変えるというのはどういうことですか。
- 川村委員長 新しい運営方式に移行するということです。民間委託であったり、・・・。
- 片桐委員 民間委託は後でやるんですか。
- 川村委員長 これは業務の委託ですよ。
- 三橋委員 これは民設民営に移行するなので、最初公設民営で、その後民設民営。
- 片桐委員 ここでいう新しい運営方式というのは公設民営ということですね。ということで理解していいんですね。そういうスタンスで組んでいるということですね。
- 川村委員長 そうですね。
- 東海林委員 そうすると今回の今後1年2年というスパンでいうと、公設民営の是非を含めてというか中心になってきちゃうんですが、そういう理解でよろしいですか。
- 川村委員長 そうですね。
- 三橋委員 話がちょっと整理できていないと思うんですが、まず一つはこの資料自体は非常に大事だし、我々にとってぱっと見びっくりというか非常に課題なり問題というかですね、いろいろと考えるところが多いところだと思いますので、これに対する議論というのはかなりしなくちゃいけないかなど、これは。要は文書の冒頭、現状認識で総合的な見直しは急務となっていますけれども、その理由が色々書いてあるんですが、これ一つ一つ我々がちゃんと理解しているかどうか、そういうところもありますし、課題として4つ挙げていますけれども、これが市が考えている課題だということだと思いますので、市の考えは理解した上で我々としての課題というのを整理しなくてははいけませんし、もっと言ってしまえば公立保育所の果たす役割とかですね、運営方式の見直しとか、これ一つ一つきちんと議論すると非常に大変なことだと思うんですね。まずはこの書いてある中身についてはちゃんと理解する、質問するということが必要だとした上で我々としてちゃんと考えを言わなくてははいけないと思うんですけど。ただこれがまず出されて前提ではないと言っても考え方として持つてるわけですよ。この持っているという段階で市の考えって通常ものすごく重たいものだと僕は思っていて、これを27年4月実

施の予定で出されて、これが現実的にどうかということも含めて、かなり非現実的な案だなど思ったりはしていますが、そういうのも含めて議論がまずあるというのが1点ですね。これはこれとしてとりあえず置いておいて、もう1点が片桐委員から話があったこの協議会の役割なりあるいは位置づけなり今後どうやって議論を進めていくのかという時に、まずこれ（資料2の市が提示した協議事項）を議論するだけでも多分1年以上とか、まともにやったら結構かかると思うんですよ。現状の課題だの何だのやったらですね。市からいただいている協議事項というのが、保育サービスの我々としてあるべき保育園のあり方というか、こういう形の話として伺って具体的には保育サービスについてどうかか今現状の評価ですか、もちろんそれ以外にも(3)で必要に応じて協議するというのがありますけれども、この資料1の総合的な見直しの議論の流れとですね、ちょっと議論の流れが違うのかなと。それで我々の中でこういった保育サービスとか今の現状のいいところ悪いところってのを議論していくっていうのもそれはそれで必要だと思いますし、その運営形態の話って言ったときに、まあこれはあくまで僕の考えですけど、逆に言えば今現状で満足してるとか現状でいいとかいう話であればまあそれはそれで見直すとかいう話ではないとは思いますが、まずは今現状はどうなっているのかというところの把握ってところがまず絶対的に必要なのかなというふうに思います。その上でじゃあこの協議会として何をどういうふうに協議するのかというところですけど、これは議事の話になってきて、新しい委員長ですとか、あるいは皆さんの中で話していくということだと思うんですが、僕が思っているのはあるべき公立保育園がどうかとか、あるいは現状の評価とか協議する中で必要があれば見直しとなるのではないかと。今現状の運営形態のままで見直せるのであればそれで見直せばいいということだし、運営形態の見直しというのを市が言われたのに対し、それが本当に現実的とかあるべき保育園の姿なのだということになるのであればそれも一つだというふうに思いますけど。要はそういったところをちゃんと我々の中で一定の整理、両論併記の形になるかもしれませんが、していく必要があるんじゃないかと。逆に言えば我々10名の委員でよくも悪くも決定となってくるとこの中に例えば第三者がいなかったか市民がいなかったか、まあ父母ですからどうしてもですね、自分達の目の前のことただけだと見られる面もありますが、それはそれで絶対大事なんで、その上でただそれを市がとりあえず聞いてそれでおしまいということではなくて、まあ先ほどからあるように議事を公開していろんな方に見ていただいて、当然これは議会ですとかいろんなところ、何か変えるということ

は説明会とかあるでしょうからそういったところで活かしていただくと。もちろんこの協議会の中で一定の結論が出れば、それは議事の運営次第だと思いますし、出なければ出ないでここで出ている議論というのがちゃんと活かされるようなやり方の運営をしていただきたいなというふうには思っています。

○川村委員長 ありがとうございます。他に何かございますか。

○三橋委員 この1個1個に質問していいんですか。

○川村委員長 時間の関係もありますので。

○三橋委員 これを30分で議論するのは到底無理というぐらいのボリュームであるし、逆に言えばこういうのがあるにもかかわらず、なかなか外には出てくるものではないのでこういったものを出していただくこと自体意義あることだと思いますが、ただこれを我々がちゃんと理解した上でしっかりと議事を進めていかなければいけないので、それに対する一定の時間っていうのは必要かなと思います。

こういった資料を今後も組合とか協議されている資料については、今回のこの協議会とは並行して行われると思いますので、普通に情報公開とかすればいただけたと思いますが、そうでなくても出していただくようにしてください。

○川村委員長 そうですね。今労使の協議を行っている中で資料につきましてはフィードバックしていく形で出していければと思います。

○片桐委員 やっぱりまっさらな状態から始まっていないということを確認したいんですよ。この運営協議会がまっさらな状態で何も無いところから皆さんどうですかというふうに聞かれている訳ではないことを確認しておきたい。もう既に一定の方向付けは市の中ではあって、そういう中で資料にあるように運営協議会のご意見をお伺いするための会議ですというところに重たい意味があると僕は思っているんです。単純に利用者の意見を聞いて保育の質の向上だとかいうことを、福祉を向上していこうというその純粹なところからは始まっていないというふうに僕は感じるんですよ。そういうことをまず確認しておきたい。そういうステージから始まったんだということは、非常に重要だと思うんですよ。何も無いところで何も市として課題はないと思っていたけれども実はあるかもしれないから保護者に聞いてみたいなというところから始まっていないということを確認することが僕はこれを始めるに当たって非常に大事であって、いろいろな意味でそこがもし結論を出すようなタイミングになったりだとか議論が煮詰まったりした時なんかは一定そこに大きな意味が出てくると思うので、そこをちゃんと確認しておきたいなと思

っているので、さっきからこだわっているんです。

○三橋委員 同意見でして、だからこそ副委員長ではなく共同委員長にこだわっていて、やっぱりこういったものがあるという前提でこの協議会の重みなり責務とかがある。

○川村委員長 今日ちょっと宿題でいただいていますけれども委員長が決定していない中で、この協議会の進め方等については本日は議論には至らないと思いますので、恐縮でございますけれども特にご質問がなければ今日はこの辺で終わりということで、次回の日程等の決定をさせていただくということによろしいでしょうか。

○三橋委員 それは質問がないというわけではなくて、質問をするに当たってもその時間なりこのタイミングだとちょっとどうかというところで、多分皆さん遠慮しているということだと思いますので、これをどこからどういうふうにするかというところが難しいので質問しないだけです。

○川村委員長 次回はおそらく1か月ぐらい先になりますので、この協議会の進め方につきましては整理をして進めるべきであると思いますので、副委員長につきましては保留ということでございますけれども互選をいただくという、五園連の代表の皆様から互選でお出しただくということになりますが、副委員長になるのか委員長になるのかというところは保留ですが、お一方はお出しただくということで、次回までに決定していただくということによろしいでしょうか。

○宮田委員 決定をしていただくというのは、こちら側で委員長なり・・・。

○川村委員長 互選です。代表をお一方選んでいただくということです。

○三橋委員 通常は委員会の中で休憩をとって、この場で話してという感じだと思いますが。

○川村委員長 今日はもし、であればそういう形でお決めいただいても結構ですので、お時間お取りしましょうか。

(「じゃあ、休憩しましょうか。」の声あり)

○川村委員長 若干休憩いたします。

休 憩

再 開

○川村委員長 再開いたします。

○三橋委員 今、五園連の代表者の中で話をしまして、わかたけ保育園の三橋が代表という形で副委員長になるのか共同委員長になるのかわかりませんが、やらせていただくことになりました。よろしく申し上げます。

○川村委員長　よろしくお願ひします。それでは(3)になりますが、次回の日程の確認ということをしていただきたいと思ひます。時間帯、曜日、その他今日は遅い時間帯19時30分開始ということでごさいますけれども、お仕事されていらっしゃる方はやはり19時30分ぐらいがよろしいのかなということを設定させていただきました。

(日程調整)

○川村委員長　では開始時間は19時30分からということを設定させていただきます。それでは、そのほかに何かございますでしょうか。

(「なし。」の声あり)

○川村委員長　それでは宿題としていただきました件につきましては、きちんと整理をさせていただきますして、次回ご報告をさせていただきます、次回から方向性についても整理をさせていただきますというふうに思ひます。

本日はちょっと早いんですけど、これで終了させていただきます。どうもおつかれさまでございました。

閉　　会